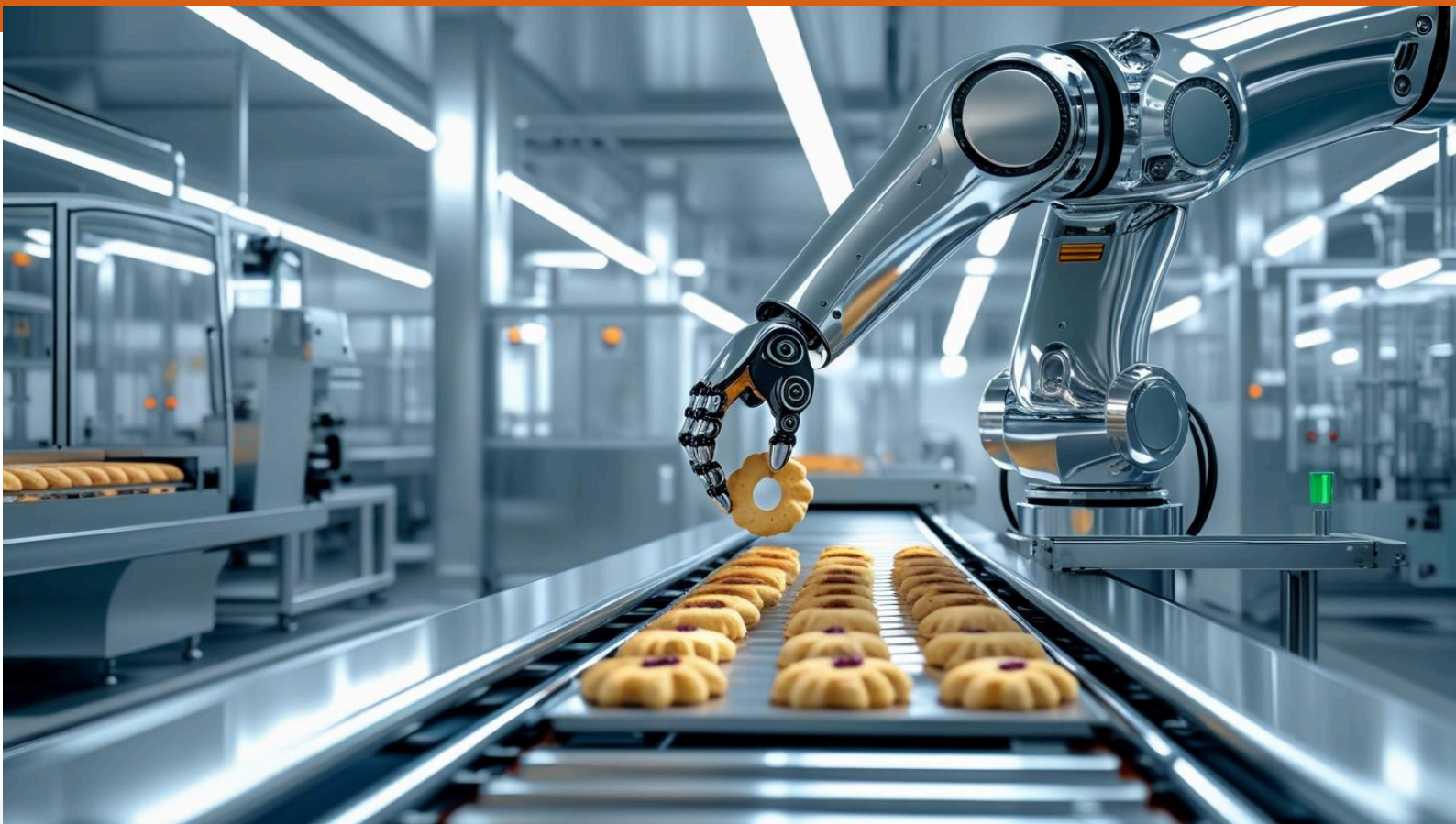


ものづくり企業ロボット導入 促進モデル補助金

本補助金は、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）が北海道内の中小企業者に対し支援するものです。



2026年 公募締切：7月3日（金）

本事業は、道内製造業の中小企業者におけるロボット導入を通じた生産性向上のモデルケースを創出し、人手不足の解消を図ることを目的としています。

- 補助金額 500万円／件
- 補助率 補助対象経費の 2／3以内
- 採択予定件数 3件程度（1事業者1案件まで）

【補助対象者】

北海道内に登記上の本店を有する製造業を営む
中小企業者

製造業：日本標準産業分類（令和5年7月27日
総務省総務省告示第256号）における
製造業（大分類番号E）

中小企業者：中小企業基本法（昭和38年法律第
154号）第2条第1項に規定する中
小企業者

詳細は裏面および財団HPをご覧ください。 <https://www.noastec.jp/>

【問合せ先】 ノーステック財団 ビジネスソリューション支援部

TEL:011-792-6119

E-mail: hcluster@noastec.jp



**2026年度 ノーステック財団
「ものづくり企業ロボット導入促進モデル補助金」概要**

補助金名	ものづくり企業ロボット導入促進モデル補助金									
事業の目的	製造業の中小企業者におけるロボット導入を通じた生産性向上のモデルケースを創出し、人手不足の解消を図ることを目的とする。									
補助対象者	北海道内に登記上の本店を有する製造業を営む中小企業者 製造業：日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）における製造業（大分類番号E） 中小企業者：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者									
対象となる取組み（※）	以下の①～③の全てを満たす取組み ①北海道内の製造拠点におけるロボット導入の取組み ②導入するロボットが日本工業規格（JIS B0134:2015）で定義される産業用ロボットであること （サービスロボット・ソフトウェアロボットは対象外） ③広くロボット導入を通じた生産性向上のモデルとなる取組み									
補助金額	1件あたり500万円以内									
補助率	補助対象経費の2/3以内									
採択予定件数	3件程度（1事業者1案件まで）									
事業実施期間	補助金交付決定の日から2027年3月8日（月）まで ※2027年2月末日までに支払われた経費が対象									
対象経費	ロボット導入経費、導入に伴う付帯経費、その他の経費。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロボット導入経費</td> <td>ロボットの購入、搬入、据付又は調整等、北海道内の製造拠点に設置するロボットの導入に要する経費※賃借は対象外</td> </tr> <tr> <td>導入に伴う付帯経費</td> <td>北海道内の製造拠点に設置するロボットの導入に伴い必要な技術指導の受入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td>上記に掲げるもののほか、財団理事長が必要かつ相当と認める経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事務所など製造拠点以外で導入するものは対象外。 ※交付決定通知後に発注し、事業実施期間内に納品・検収及び支払いを終えるものを対象とする。</p>		経費区分	補助対象経費	ロボット導入経費	ロボットの購入、搬入、据付又は調整等、北海道内の製造拠点に設置するロボットの導入に要する経費※賃借は対象外	導入に伴う付帯経費	北海道内の製造拠点に設置するロボットの導入に伴い必要な技術指導の受入に要する経費	その他の経費	上記に掲げるもののほか、財団理事長が必要かつ相当と認める経費
経費区分	補助対象経費									
ロボット導入経費	ロボットの購入、搬入、据付又は調整等、北海道内の製造拠点に設置するロボットの導入に要する経費※賃借は対象外									
導入に伴う付帯経費	北海道内の製造拠点に設置するロボットの導入に伴い必要な技術指導の受入に要する経費									
その他の経費	上記に掲げるもののほか、財団理事長が必要かつ相当と認める経費									
応募期日	2026年7月3日（金）17:00必着									

※ 対象となる取組み

産業用ロボットとは「自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレータであり、3軸以上でプログラム可能で、1か所に固定して又は移動機能をもって、産業自動化の用途に用いられるロボット」となります。安全柵等を必要としない人協働ロボットは対象となりますが、サービスロボットやソフトウェアロボットは対象となりません。